

## 令和4年度（令和5年）の成人式について

民法の一部改正により、令和4年4月から成人年齢が18歳に引き下げられました。

東伊豆町の成人式につきましては、従来通り開催年度に20歳を迎える若者を対象に、名称を「東伊豆町 二十祭」に変え、下記のとおり式典を開催します。

●式典の対象年齢：開催年度に20歳を迎える方

●名 称：「東伊豆町 二十祭」

※「成人式」という名称から「二十祭」という名称に変わります。

●開 催 日：令和5年1月8日（日）

●開 催 時 間：稲取地区：10：00～11：50

熱川地区：13：30～15：20

※時間等は今現在の予定です。場合によっては変更となる可能性があります。（合同開催が可能となった等）

変更するかは9月末に判断します。

●場 所：役場1階 大会議室

●経緯・理由等

### 【年齢】

- ・18歳で実施する場合、受験や就職準備と重なり、精神的、金銭的負担が大きく、参加者の減少が予想されること。
- ・飲酒・喫煙等は20歳で許容されることから、18歳で全ての権利が現在の成人と同等とはならないため、20歳が引き続き重要な節目の歳となるため。
- ・実施年齢に法的根拠はないが、上記の理由から20歳とし、大人としての自覚を促すとともに、旧友との再会や地域とのつながりを再認識する場として、郷土への愛着を深めていただく機会とするため。

### 【名称】

- ・成人式という名称が使用できないため、町の生涯学習推進委員会、社会教育委員会、教育委員会で検討していただき、最終的には、総合教育会議で決定いたしました。